

令和7年度山形県移住世帯向け住まいの支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、県外からの移住を促進し、地域への定着を図るため、移住世帯への住まいの支援として、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該支援の対象となる移住者に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 移住 次のいずれかに該当する行為をいう。

イ 定住の意思をもって、県外から県内の市町村の区域に生活の本拠及び住所を移すこと（転勤、出向、派遣又は進学に伴うものを除く。）

ロ 県内の市町村から地域おこし協力隊員として委嘱を受けた者（地域おこし協力隊員として委嘱される前に、県内に住所を有したことの無い者に限る。）が、その退任後に引き続き、定住の意思をもって、当該市町村の区域に居住し、又は当該市町村から県内の他の市町村の区域に生活の本拠及び住所を移すこと

(2) 移住者 移住をした者をいう。

(3) 過年度補助金 次に掲げる補助金をいう。

イ 令和6年度山形県移住世帯向け住まいの支援事業費補助金

ロ 令和5年度ふるさと山形移住・定住促進事業補助金

ハ 令和4年度ふるさと山形移住・定住促進事業補助金

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる移住者（以下「補助対象者」という。）は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第2に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 規則第5条の規定による補助金の交付の申請は、令和8年1月30日までに、補助金交付申請書（別記様式第1号）及び別表第3に掲げる添付書類を知事に提出する方法によりしなければならない。

2 補助金の交付の申請は、前項の方法のほか、県が提供する電子申請サービス「やまがたe申請」を使用して、補助金交付申請書情報を入力し、別表第3に掲げる添付書類をスキャナーで読み取る、又はスマートフォンで撮影する等して電子ファイル化したものを添付して送信する方法によりすることができる。

3 前2項の補助金の交付の申請をもって、規則第14条の規定による補助事業の実績報告に代えるものとする。

(交付又は不交付の決定等)

第6条 知事は、補助金の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査により、補助金の交付又は不交付の決定を行い、当該交付の決定を行った場合は、併せて額の確定を行い、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第7条 知事は、補助金の交付の決定後速やかに、補助金の交付の決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 知事は、規則第17条第1項に定めるときのほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 別表第1の1の(3)のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 移住した日から起算して3年を経過する日までに、県外に転出したとき。ただし、災害、病気その他やむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。
- (4) 補助金の交付の目的に著しく反する行為があったとき。

2 補助事業者が前項第3号に掲げる転出をしたときは、速やかに転出届出書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

第9条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の保存)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の申請及び受領に関する書類を、令和8年度から5年間整理保管しておかなければならない。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| 補助対象者 |
|--|
| <p>1 移住をした日（住民票に記載される「住民となった日」、戸籍の附票に記載される「住定日」、若しくは地域おこし協力隊員でなくなった日の翌日をいう。以下同じ。）が令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間内の日である移住者である場合は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められるものを補助対象者とする。（以下「令和7年度移住者」という。）</p> <p>(1) 移住をした日の前日までに、「やまがた暮らし移住希望登録」に登録していること。</p> <p>(2) 移住をした日以後に、「移住完了アンケート」に回答していること。</p> <p>(3) 移住者と同一の世帯に属する者を含め、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であるもの</p> <p>イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用しているもの</p> <p>ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの</p> <p>エ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの</p> <p>(4) 移住世帯に属する者のうち外国人（日本の国籍を有しない者をいう。）にあっては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の在留資格（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）をもって在留するもの又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者であること。</p> |
| <p>2 令和6年3月1日から令和6年12月31日までの期間内に移住をし、かつ、申請時において移住をした日から引き続き県内に居住しているもので、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる者。（以下「令和6年度移住者」という。）</p> <p>(1) 移住をした日の前日までに、「やまがた暮らし移住登録」に登録しているか、又は別表第4に掲げる公的相談窓口等のいずれかを利用していること。</p> <p>(2) 移住をした日以後に、「移住完了アンケート」に回答していること。</p> <p>(3) 上欄1の(3)及び(4)に掲げる要件を満たしていること。</p> |
| <p>3 令和5年3月1日から令和6年2月29日までの期間内に移住をし、かつ、申請時において移住をした日から引き続き県内に居住しているもので、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる者。（以下「令和5年度移住者」という。）</p> <p>(1) 移住をした日の前日までに、別表第4に掲げる公的相談窓口等を利用していること。</p> <p>(2) 移住をした日から令和6年2月29日までの期間内に「ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金申請者アンケート」に回答していること。</p> |
| <p>4 令和4年3月1日から令和5年2月28日までの期間内に移住をし、かつ、申請時において移住をした日から引き続き県内に居住しているもので、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる者。（以下「令和4年度移住者」という。）</p> <p>(1) 移住をした日の前日までに、別表第4に掲げる公的相談窓口等を利用していること。</p> <p>(2) 移住をした日から令和5年2月28日までの期間内に「ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金申請者アンケート」に回答していること。</p> |

別表第2（第4条関係）

| 補助対象経費 | 補助金の額 |
|--|---------------------------------------|
| 補助対象者が契約の当事者である住宅賃貸借契約に基づき支払った家賃で、令和7年2月から令和8年1月までの各月の家賃（補助対象者の移住した日の属する月の翌月から第24月目の月までに係るものに限る。）から、当該家賃に係る勤務先から支給される住宅手当を控除した額と、1万円のいずれか低い額 | 補助対象経費の合計額（千円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額） |

備考 次に掲げる住宅に係る家賃は、補助対象経費としない。

- (1) 県営又は市町村営の住宅
- (2) 社宅、社員寮、官舎等の雇用主から貸与される住宅
- (3) 3親等以内の親族又はその親族が経営する法人が所有する賃貸住宅

別表第3（第5条関係）

| 補助金交付申請書の添付書類 |
|--|
| 1 補助対象者の住民票謄本の写し又は、戸籍の附票の謄本の写し（個人番号（マイナンバー）の記載がないもので、補助金の交付の申請の日前3月以内に発行されたものに限る。外国人の場合は、国籍、在留資格等の記載がある住民票謄本の写しを提出すること。） |
| 2 住宅賃貸借契約書（貸主及び借主の氏名、家賃の金額、並びに契約期間が記載されたページ）の写し |
| 3 勤務先からの住宅手当の支給の有無及び支給額が確認できる書類として、直近3月分の給与支給明細書の住宅手当以外の部分を黒塗りしたものの写し |
| 4 補助金の振込先とする補助対象者名義の預貯金口座の通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し（通帳がない口座の場合は、登録口座ページを印刷したもの） |
| 5 家賃支払証明書（別記様式第2号） |
| 6 誓約・同意書（別記様式第3号） |
| 7 その他知事が必要と認める書類 |

備考 過年度補助金の交付を受けた者は、表中1から4までに掲げる書類について、過年度補助金の交付申請書に添付したものから変更がないときは、その添付を要しないものとする。

別表第4（別表第1関係）

| 公的相談窓口等 | 所在地等 |
|---|--|
| やまがた暮らし・しごとサポートセンター | 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階 ふるさと回帰支援センター内 |
| 一般社団法人ふるさと山形移住・定住推進センター | 山形市鉄砲町2-19-68 山形県村山総合支庁3階 |
| 山形県ひとり親家庭応援センター (一般財団法人山形県母子寡婦福祉連合会) | 山形市小白川町2-3-31 山形県総合社会福祉センター内 |
| マザーズジョブサポート山形 | 山形市双葉町1-2-3 山形テルサ1階 ハローワークプラザやまがた内 |
| マザーズジョブサポート庄内 | 酒田市中町1-4-10 酒田市役所中町庁舎2階 ジョブプラザさかた内 |
| 山形県ナースセンター (公益社団法人山形県看護協会) | 山形市松栄1-5-45 山形県看護協会1階 |
| 山形県福祉人材センター (社会福祉法人山形県社会福祉協議会) | 山形市小白川町2-3-30 山形県小白川庁舎1階 |
| やまがたチャレンジ創業応援センター (商工会議所) | 県内各商工会議所 |
| 山形県プロフェッショナル人材戦略拠点 (公益財団法人やまがた産業支援機構) | 山形市松栄2-2-1 山形県高度技術研究開発センター内 |
| 山形県信用保証協会 | 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル11・12階 |
| やまがた21人財バンク (公益財団法人やまがた産業支援機構) | 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル13階 |
| 山形県若者就職支援センター山形プラザ | 山形市双葉町1-2-3 山形テルサ1階 |
| 山形県若者就職支援センター庄内プラザ | 酒田市中町1-4-10 酒田市役所中町庁舎2階 ジョブプラザさかた内 |
| 公益財団法人やまがた農業支援センター | 山形市緑町1-9-30 緑町会館4階 |
| 一般社団法人山形県農業会議 | 山形市緑町1-9-30 緑町会館6階 |
| 山形県林業労働力確保支援センター (公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構) | 山形市大字長谷堂字馬場2265 |
| 山形県漁業経営・就業支援センター | 酒田市山居町2-14-23 山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課内 |
| 山形県漁業協同組合 | 酒田市船場町2-2-1 |
| 山形県又は県内市町村の各種相談窓口 | 山形県庁、市町村役場等 |
| その他知事が適当と認める公的相談窓口等 | |

備考 「山形県又は県内市町村の各種相談窓口」とは、移住に関する総合的な相談窓口のほか、移住後の仕事、住まい、子育て、教育などの各種相談を行うために訪れた窓口をいう。転入届の提出など所定の行政手続を行うためだけに訪れた窓口を除く。